

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

健康保険及び厚生年金保険の事業運営に当たっては平素から格段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、短時間就労者（いわゆるパートタイマー）にかかる健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取扱いについては、各都道府県、社会保険事務所において、当該地方の実情等を勘案し、各個別に取扱基準を定めるなどによりその運用が行われているところです。

もとより、健康保険及び厚生年金保険が適用されるべきか否かは、健康保険法及び厚生年金保険法の趣旨から当該就労者が当該事業所と常用的使用関係にあるかどうかにより判断すべきものですが、短時間就労者が当該事業所と常用的使用関係にあるかどうかについては、今後の適用に当たり次の点に留意すべきであると考えます。

- 1 常用的使用関係にあるか否かは、当該就労者の労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案して認定すべきものであること。
- 2 その場合、1日又は1週の所定労働時間及び1

月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就労者については、原則として健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱うべきものであること。

- 3 2に該当する者以外の者であっても1の趣旨に従い、被保険者として取り扱うことが適当な場合があると考えられるので、その認定に当たっては、当該就労者の就労の形態等個々具体的事例に即して判断すべきものであること。

なお、貴管下健康保険組合に対する周知方につきましても、併せて御配慮願います。

以上、要用のみ御連絡申し上げます。

敬 具

昭和55年6月6日

厚生省保険局保険課長川崎幸雄  
社会保険庁医療保険部

健康保険課長内藤 洌  
社会保険庁年金保険部

厚生年金保険課長片山 巖  
都道府県民生主管部（局）保険課（部）長 殿

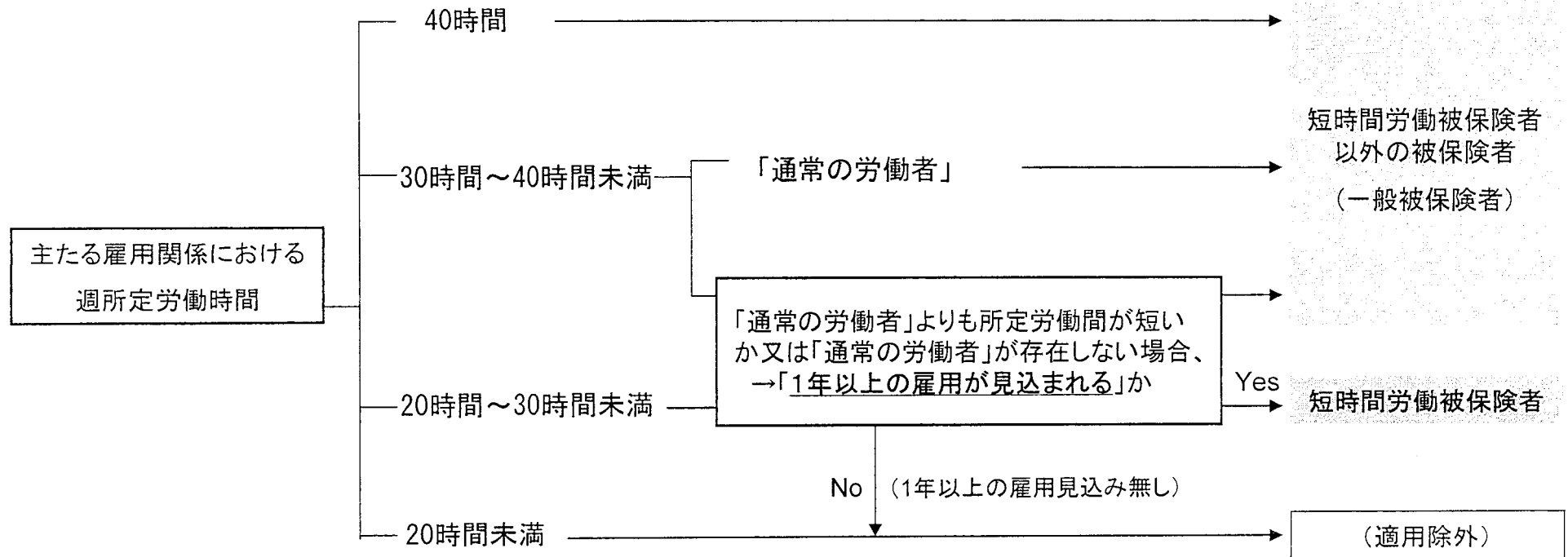
## 標準報酬月額等級表（厚生年金）

標準報酬		報酬月額		厚生年金保険料	
				厚生年金保険料率	
等級		月額		14.642%	
				(平成18年9月～平成19年8月)	
				全額 (円)	折半額 (円)
		円以上	円未満		
1	98,000	～	101,000	14,349.16	7,174.58
2	104,000	101,000	～ 107,000	15,227.68	7,613.84
3	110,000	107,000	～ 114,000	16,106.20	8,053.10
4	118,000	114,000	～ 122,000	17,277.56	8,638.78
5	126,000	122,000	～ 130,000	18,448.92	9,224.46
6	134,000	130,000	～ 138,000	19,620.28	9,810.14
7	142,000	138,000	～ 146,000	20,791.64	10,395.82
8	150,000	146,000	～ 155,000	21,963.00	10,981.50
9	160,000	155,000	～ 165,000	23,427.20	11,713.60
10	170,000	165,000	～ 175,000	24,891.40	12,445.70
11	180,000	175,000	～ 185,000	26,355.60	13,177.80
12	190,000	185,000	～ 195,000	27,819.80	13,909.90
13	200,000	195,000	～ 210,000	29,284.00	14,642.00
14	220,000	210,000	～ 230,000	32,212.40	16,106.20
15	240,000	230,000	～ 250,000	35,140.80	17,570.40
16	260,000	250,000	～ 270,000	38,069.20	19,034.60
17	280,000	270,000	～ 290,000	40,997.60	20,498.80
18	300,000	290,000	～ 310,000	43,926.00	21,963.00
19	320,000	310,000	～ 330,000	46,854.40	23,427.20
20	340,000	330,000	～ 350,000	49,782.80	24,891.40
21	360,000	350,000	～ 370,000	52,711.20	26,355.60
22	380,000	370,000	～ 395,000	55,639.60	27,819.80
23	410,000	395,000	～ 425,000	60,032.20	30,016.10
24	440,000	425,000	～ 455,000	64,424.80	32,212.40
25	470,000	455,000	～ 485,000	68,817.40	34,408.70
26	500,000	485,000	～ 515,000	73,210.00	36,605.00
27	530,000	515,000	～ 545,000	77,602.60	38,801.30
28	560,000	545,000	～ 575,000	81,995.20	40,997.60
29	590,000	575,000	～ 605,000	86,387.80	43,193.90
30	620,000	605,000	～ 635,000	90,780.40	45,390.20

※ 国民年金保険料 13,860円（平成18年度）

14,100円（平成19年度）

# 雇用保険の適用基準(短時間労働者の適用範囲)



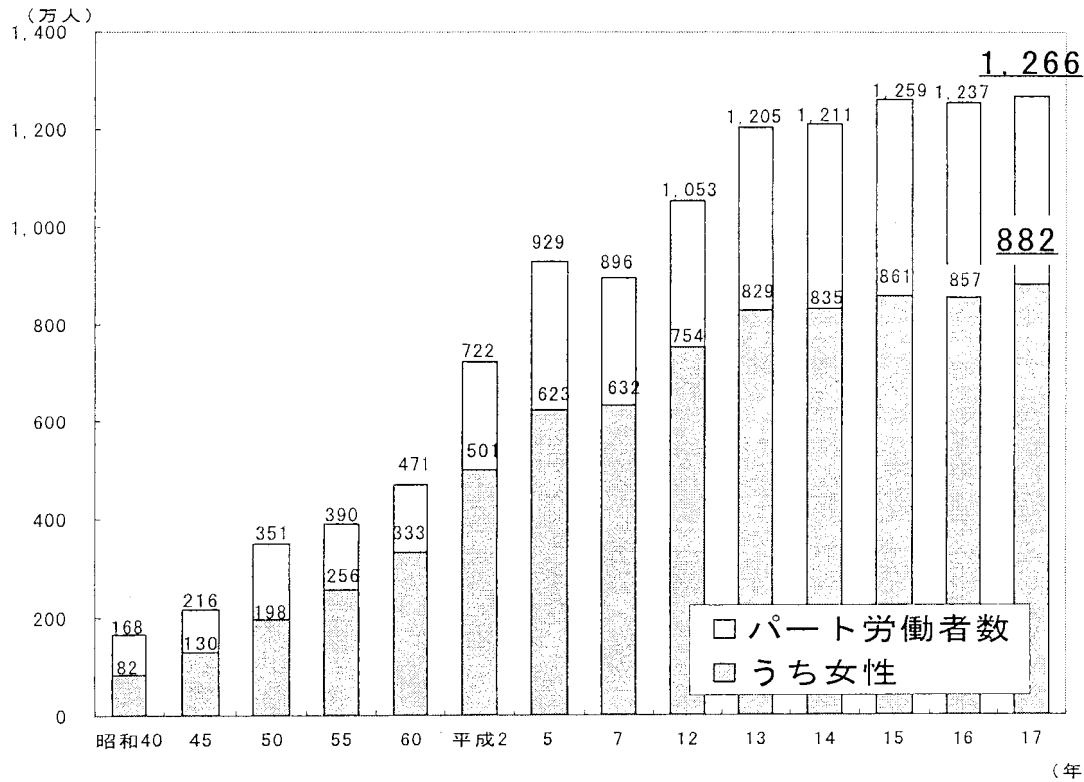
(注) 1. 日雇労働者及び季節労働者(短期雇用特例被保険者)には、それぞれ特別の被保険者資格を設けている。  
2. 年収要件は、平成13年施行の法改正に伴い廃止された。

## パート労働者数・割合の動向

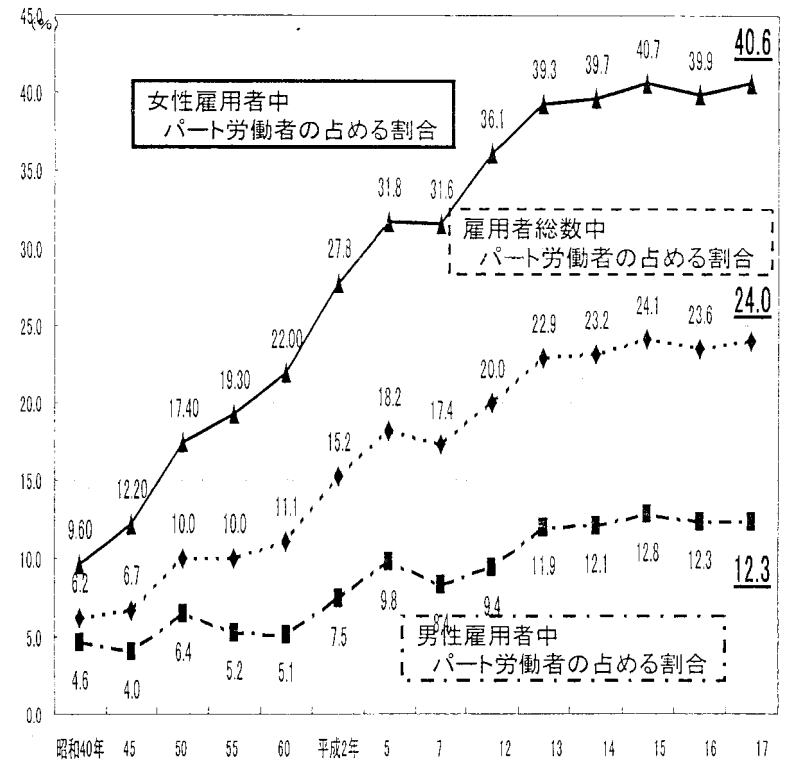
○パート労働者数は、平成17年には1,266万人に達し、非農林雇用者中に占める割合は24%と、約20年前の昭和55年の10%から大きく上昇している。

○また、女性雇用者中パート労働者の占める割合は40%、男性雇用者中パート労働者の占める割合は12%に達している。

### パート労働者数の推移



### パート労働者の割合の推移

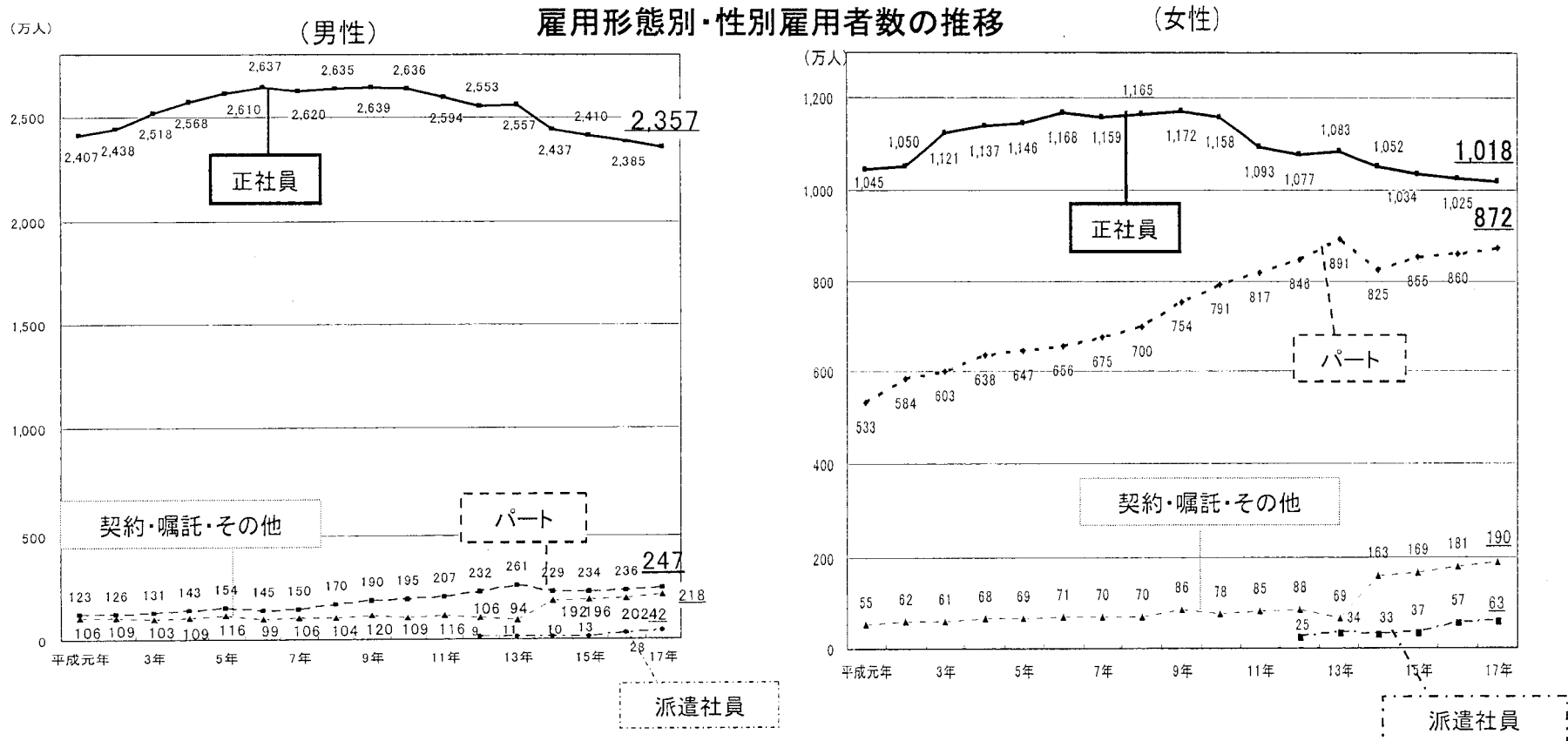


(注)パート労働者:週間就業時間が35時間未満の雇用者(農林業を除く)

出典:労働力調査(総務省)

○正社員の数が近年減少傾向にあるのに対し、パートの数は男性、女性ともに長期的に増加傾向にある。

○パートの数の増加は、労働需要側からみれば、産業構造の変化やグローバル化を背景とした企業のコスト意識の高まりが主因と考えられる一方、労働供給側からみれば、就業意識の多様化等を背景に、労働力を供給しやすい柔軟な形態として広がっている側面も強い。(平成18年版「労働経済の分析」より)



(注)「正社員」、「契約・嘱託・その他」、「派遣社員」は勤め先での呼称により分類。また、「パート」は勤め先で「パート・アルバイト」と呼称されている者。いずれも、農林業を含む全産業のもの。

出所：労働力調査特別調査／労働力調査(詳細結果)(総務省)

※平成13年以前は「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(各年平均)の数値

# パート労働者への厚生年金適用拡大の基本イメージ

パート労働者  
(約1,200万人)

・パート労働者で週労働時間が30時間未満の者  
(第1号被保険者) (約120万人)

- ①サラリーマンの配偶者で年収が被扶養配偶者の基準(130万円)以上の者(約0万人)
- ②独身フリーター・母子家庭の母等(約50万人)
- ③本業は自営業者又はその家族だが別途パートで働く者(約70万人)

- ・20歳未満の者(学生アルバイト)(約10万人)
- ・60歳以上の者(高齢者パート)(約50万人)

約180万人

・サラリーマンの被扶養配偶者  
(年収130万円未満・労働時間30時間未満)  
(第3号被保険者)

約130万人

どのような条件で厚生年金適用を拡大するか

厚生年金被保険者  
(第2号被保険者)

- ・正社員
- ・パート労働者で週労働時間が30時間以上の者  
(サラリーマンの配偶者を含む)  
(第2号被保険者)

約300万人

合計: 約310万人

健康保険も適用 40時間

週労働時間  
20時間(1/2)

30時間  
(3/4)

※雇用保険での基準

短時間労働者に厚生年金の適用を拡大した場合の年金財政への影響  
(制度成熟時を想定した単年度収支への影響額の粗い試算)

○週所定労働時間20時間以上を適用基準とする場合(310万人程度の適用拡大を仮定)

保険料賦課基準とする 総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入増分① (労使合計)	厚生年金財政の 支出増分 ②	収支差 (①-②)
6万円の場合	4,100 億円	4,800 億円	△700 億円
8万円の場合	5,400 億円	5,600 億円	△200 億円
10万円の場合	6,800 億円	6,400 億円	400 億円

注. 適用拡大対象者1人当たりの年金財政への影響を以下のとおり算定。

保険料賦課基準とする 総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入増分 (労使合計)	厚生年金財政の		
		支出増分	基礎年金分	報酬比例分
6万円	13.2万円	15.6万円	8.1万円	7.5万円
8万円	17.6万円	18.1万円	8.1万円	9.9万円
10万円	22.0万円	20.5万円	8.1万円	12.4万円

ただし、上表の算定にあたっては、

- 保険料収入は、制度成熟時を想定して、厚生年金の最終保険料率18.3%を各々の総報酬月額に乗じて12倍。
- 基礎年金分の支出増分は、国民年金の最終保険料月額16,900円(平成16年度価格)を用い、適用拡大の対象となる短時間労働者の4割(適用拡大対象の短時間労働者に占める第1号被保険者等の割合の推定値)について、厚生年金が新たにこの額を負担することになるものとして算定。(16,900円×12月×0.4=8.1万円)
- 報酬比例分の支出増分は、当該総報酬月額で1年間加入することに伴い増加する年金の総額(平成16年度価格)を受給期間を26年として算定した。なお、算定にあたっては  
可処分所得割合の変化率として 0.95  
裁定後における年金額の改定が物価スライドであることの財政効果(約1割)として 0.9  
マクロ経済スライドによる給付水準調整割合15%を反映して 0.85  
をそれぞれ乗じた。(8万円×5.481/1000×12月×26年×0.95×0.9×0.85=9.9万円)

# パート労働者へ適用拡大した場合の影響の目安

(大まかな規模を示したものであり、年金の財政計算に用いるものではない)

週労働時間・賃金水準		週労働時間20時間以上				週労働時間20時間以上 または 年収65万円以上	制限なし
		月額 98,000円 以上 (年収117 万円以上)	月額 88,000円 以上 (年収103 万円以上)	月額 78,000円 以上 (年収88万 円以上)	下限なし		
勤務期間	1年	40万人	70万人	150万人	250万人	—	—
	以上	適用拡大対象者数	400億円	600億円	1,200 億円		
制限なし	適用拡大対象者数	40万人	90万人	180万人	310万人	400万人	900万人
	事業主の 年金保険料負担増	400億円	800億円	1,400 億円	2,200 億円	2,800 億円	5,900 億円

(注1) 平成15年8月に社会保障審議会年金部会に示した試算をベースとした。パート労働者の週労働時間別・年収別の分布は、当時と同様に平成13年のパートタイム労働者総合実態調査の結果を利用した。

(注2) 上記のパートタイム労働者総合実態調査に基づき、新たに適用されるパート労働者の平均賃金を下表のとおりとし、それに保険料率(現行の14.642%、労使折半)を乗じて事業主の年金保険料負担増とした。  
(なお、下表において\*印で示したところは、標準報酬の下限が設定されていないものとしている。)

週労働時間20時間以上				週労働時間20時間以上または年収65万円以上	制限なし
月額98,000円以上	月額88,000円以上	月額78,000円以上	下限なし		
11万円	10万円	9万円	8万円 *	8万円 *	7.5万円 *

(注3) 上記の試算においては、中小零細の事業所への適用猶予措置は考慮していない。



## 厚生年金・国民年金 保険料の比較

	20時間以上 または 年収65万円以上 (標準報酬月額 58,000円)	標準報酬月額の下限 (標準報酬月額 98,000円)	国民年金保険料
<p style="text-align: center;">現在</p> <p>18年9月～19年3月</p> <p>厚年 14.642%</p>	8,492円	14,349円	13,860円 (19年4月～ 14,100円)
<p style="text-align: center;">将来</p> <p>29年9月～</p> <p>厚年 18.3%</p>	10,614円	17,934円	16,900円 (平成16年度価格)

パート労働者の賃金月収と週労働時間ごとの相当する時給の関係（例）

	週20時間労働の場合	週25時間労働の場合	週29時間労働の場合
月収6万円	時給700円	時給560円	時給480円
月収8万円	時給930円	時給740円	時給640円
月収10万円	時給1,160円	時給930円	時給800円

※1月＝4.3週として計算、10円単位で四捨五入。

## 厚生年金適用に伴うパート労働者本人の給付と負担の変化のイメージ (報酬10万円、加入期間1年又は2年の場合の例)

- 厚生年金の制度設計は、「生涯を通じて負担する保険料の合計額」「生涯を通じて受給する年金の合計額」のいずれも、「報酬」と「加入期間」に比例する仕組み。

生涯の保険料負担合計額 : 保険料月額(報酬×保険料率)×加入期間

生涯の年金給付合計額 : 年金月額 (報酬×給付乗率×加入期間) × 受給期間

- このため、保険料負担と年金給付の「実額」は、個々人の「報酬」と「加入期間」に応じ様々だが、その「相対関係」は、変わらない。

⇒ 下記の例(報酬10万円、加入期間1年又は2年)より「報酬」が高く、又は「加入期間」が長くても、「負担が2倍となれば給付も2倍、負担が10倍となれば給付も10倍」という関係が維持される

(注)国民年金保険料は定額であるため、「保険料負担の変化」と「報酬」は必ずしも比例しない

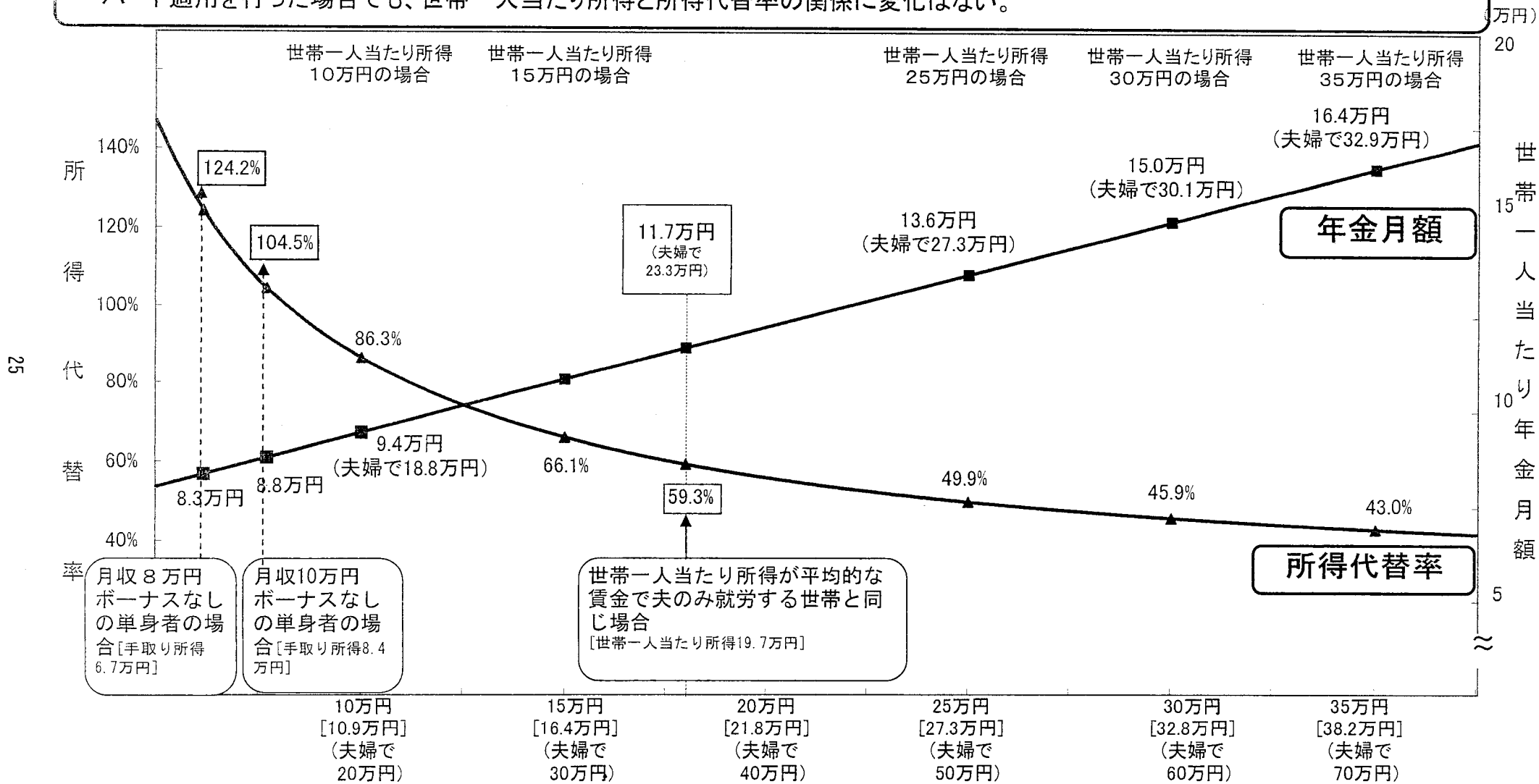
【報酬10万円、加入期間1年又は2年の場合の例】 パートの平均勤続期間は女性5.0年、男性3.7年(17年賃金構造基本統計調査)

被保険者種別の変化	加入期間	保険料負担の変化	年金給付の変化
1号→2号 (自営業者の妻) (独身者)	1年	約8万円減【1年間の合計】 (月額 6,716円減)	約16万円増【64歳～平均寿命の25年3か月間の合計】 (月額 537円増)
	2年	約16万円減【2年間の合計】 (月額 6,716円減)	約33万円増【64歳～平均寿命の25年3か月間の合計】 (月額1,074円増)
3号→2号 (サラリーマンの妻)	1年	約9万円増【1年間の合計】 (月額 7,144円増)	約16万円増【64歳～平均寿命の25年3か月間の合計】 (月額 537円増)
	2年	約17万円増【2年間の合計】 (月額 7,144円増)	約33万円増【64歳～平均寿命の25年3か月間の合計】 (月額1,074円増)

(注)・保険料と年金額の月額については、18年度水準で計算  
 ・生涯の負担と給付については、賃金・物価スライド等は加味していない機械的な試算  
 ・昭和40年生の女性の場合(厚生年金の支給開始年齢64歳、60歳時平均余命29年3か月)

# 世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 (平成16年度水準)

○ 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ)  
パート適用を行った場合でも、世帯一人当たり所得と所得代替率の関係に変化はない。



注：世帯一人当たり所得の[ ]内は、手取り賃金（ボーナス込み年収の月額換算値）である。

## 諸外国における短時間労働者に対する適用

### ○アメリカ [2006年]

被用者については、報酬 (earnings) の多寡や労働時間の長短を問わず、すべて適用し、保険料が賦課される。(年金額算定の根拠となる保険料記録は、年970ドル [111,065円] 以上の収入について行われる。)

### ○イギリス [2006年]

報酬 (earnings) が週84ポンド [17,052円] 以上の被用者は強制加入。(低所得者・無業者などは任意加入。)

※週84ポンド→年換算(5.2倍)すると4,368ポンド [886,704円] に相当

### ○ドイツ [2005年]

月の報酬 (earnings) が400ユーロ [54,600円] 以上又は週の労働時間が15時間以上である場合は強制加入。(400ユーロ未満かつ週の労働時間が15時間未満の場合は任意加入。)(加入しない場合でも、事業主に対して、年間2か月又は50日未満の短期間雇用の場合を除き、報酬の12%に相当する保険料が賦課される。)

※月収400ユーロ→年換算(1.2倍)すると4,800ユーロ [655,200円] に相当

### ○フランス [2004年]

報酬 (earnings) を有する者については、強制適用対象となる。(年1,522ユーロ [201,665円] 以上の収入がある場合1四半期の保険期間を得ることができる(1暦年につき最大4四半期まで)。)

○スウェーデン [2006年] : 申告対象となる収入 (income) (年間16,800クローネ [252,000円] 以上) を有する者は強制加入。

○オランダ [2006年] : 被用者はすべて強制加入。

○カナダ (カナダ年金制度 : 所得比例年金) [2005年]

年間基礎控除額 (年間3,500ドル [295,750円]) を超える報酬 (earnings) を有する者は強制加入。

(注) 資料中の円表示は、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」より、それぞれ調査年の平均レートを算出し、換算(1ドル=114.5円、1ポンド=203円、1ユーロ=132.5円(2004年)、136.5円(2005年)、1クローネ=15円、1カナダドル=84.5円)。

# 社会保険適用と就業調整について

社会保険適用に伴い発生する保険料負担を回避するため、パート労働者本人が「就業調整」を行うか否かについては、

- ① 何らかの適用基準を設ける限り「就業調整」は不可避である
- ② 就業調整が発生するとしても、なくすように工夫して適用拡大を図るべき
- ③ 例えば「週労働時間20時間以上」を適用対象とした場合、実際には「就業調整」は起きにくいといった様々な見解がある。

上記③の「実際には「就業調整」は起きにくい」との立場からは、

- 保険料本人負担を回避するため労働時間を短縮した場合、手取り収入がそれ以上に減少するケースが多いので、実際に労働者が就業調整を行うことは少ない、むしろ労働時間を延長して保険料負担による減収を補おうとするのではないか、との見解や、
- 労働時間を短縮しても一日又は半日拘束されることに変わりはないことから、週20時間未満への就業調整は起きにくいのではないか、との見解もある。

(参考) 社会保険適用に伴う収入の変化の例 (週労働時間20時間以上を適用対象とした場合のイメージ)

\* 勤務期間、月収など別の切り口からも適用基準を設けた場合、これらの基準で適用除外となる者には下記の保険料負担は発生しない

適用前の労働時間	保険料本人負担に伴う手取り収入の変化	適用(保険料負担)を回避するための週労働時間		保険料負担による減収を補うための週労働時間	
		週労働時間	賃金収入の変化	週労働時間	賃金収入の変化
29時間	-12.0%	19時間	-34.5%	33時間	+13.8%
25時間	厚生年金 7.3% (14.642 / 2) 健康保険 4.1% (8.2 / 2) 介護保険 0.6% (1.23 / 2)	19時間	-24.0%	29時間	+16.0%
22時間		19時間	-13.6%	25時間	+13.6%
21時間		19時間	-9.0%	24時間	+14.3%

(注1) 時間給制で、労働時間の増減に伴い比例的に賃金収入が増減することを前提としている

(注2) 厚生年金の保険料率は18年9月～19年8月のもの、健康保険、介護保険の保険料率は政管健保のもの(18年3月～)

# ～厚生年金保険の適用への取組みについて～

## 1. パート労働者等の適用対策

### (1) 事業主に対する適正な届出指導

- ① 新規適用事業所を対象とした説明会での届出指導
- ② 算定基礎届の提出時に開催する事務説明会での適正な届出指導
- ③ パンフレット及び広報誌を活用した制度の周知

### (2) 事業所調査の実施

#### ① 事業所調査の重点化（平成16年6月～）

労働者派遣業等の業種や短時間就労者、外国人労働者等を多く使用する事業所を重点的調査対象の事業所とする。（選定する業種等は、昨今の会計検査院の実施検査における指摘事項等を踏まえて選定。選定業種：派遣業、卸売業・小売業、飲食業、サービス業等）

#### ② 数値目標の設定（平成17年4月～）

事業所調査件数は、全事業所の4分の1以上とする。

#### ③ 効果件数の把握（平成18年4月～）

短時間労働者、外国人労働者や労働者派遣を受けている事業所の実態把握及び調査結果による資格関係の効果件数を毎月報告することとし、調査対象事業所の効率的・効果的選定を実施。

#### ④ 平成19年度取組み

都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施。

〈参考〉調査官総合調査件数の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
調査事業所数 (単位:所)	344,175 (▲4.7%)	329,570 (▲4.2%)	307,576 (▲6.7%)	329,464 (7.1%)	376,818 (14.4%)

(注)括弧内は、対前年度伸び率。